

遺言書

第1条

遺言者は、その所有する次の不動産を妻山田 花子(昭和26年6月15日生)に相続させる。

1 土地

所在 兵庫県川西市花屋敷2丁目
地番 3番4
地目 宅地
地積 95.25平方メートル

2 建物

所在 兵庫県川西市花屋敷2丁目3番地4
家屋番号 3番4
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 □□.□□平方メートル
2階 □□.□□平方メートル

第2条

遺言者は、次の金融機関の預貯金・信託金債権及び株式・債権等の有価証券を含む遺言者所有の金融資産を、第2項の通り相続させ又は遺贈する。

①大阪〇〇銀行〇〇支店

②関西〇〇信託銀行〇〇支店

上記①と②以外の遺言者と取引のある金融機関すべて

第2項

次に定める者に次に定める割合で相続させ又は遺贈する。

前記 妻山田 花子に10分の3

遺言者の長男 山田 健一(昭和〇〇年〇月〇日生)に10分の3。

遺言者の長女 木下 夏子(昭和〇〇年〇月〇日生)に10分の1。

遺言者の姉 大木 美智子(昭和〇〇年〇月〇日生)住所 兵庫県宝塚市
武庫川町3丁目に10分の3。

第3条

遺言者は、第1条と第2条に記載した財産以外は一切の財産を、前記妻山田 花子にすべて相続させる。

第4条

遺言者は債務・費用等を前記 妻山田 花子に全額負担させる。

第5条

遺言者は、遺言執行者として次の者を指定する。

行政書士 井口 宏一 いぐち法務行政書士事務所
(大阪市北区角田町8丁目47 阪急グランドビル20階)

第6条

遺言執行者に対する報酬は、遺言者が遺言執行者と締結した**契約書**記載の金額を遺言者の遺産財産より支払うこととする。

第7条

この**公正証書正本**は、遺言執行者であるいぐち法務行政書士事務所に保管させる。

第8条

祭祀承継者として、遺言者の長男 山田 健一(昭和〇〇年〇月〇日生)を指名する。

(付言事項)

皆様のおかげで幸せな生涯を全う出来ました。財産の分配については妻である山田 花子の生活を考慮して決めました。

私の死後も仲良く暮らしてくれることを願っています。

平成 25 年 3 月 15 日

住所 兵庫県川西市花屋敷 2 丁目 3 番地 4

遺言者 山田 啓示 印

<遺言書作成の注意点>

この遺言書は「**公正証書**」作成の下書きです。**自筆証書**の場合は**全文を自筆**で書いて下さい。

「**相続させる**」は遺言者の配偶者や血の繋がった直系相続人等へ遺産を遺す場合。この例の場合、遺言者の相続人は妻と長男・長女の三名です。遺言者の姉には相続権がなく、「**遺贈する**」として財産を遺しています。

遺言書に書き漏れた財産を考えて「**以外は一切の財産**」についても指定しています。

「**遺言執行者**」とは相続人の代理人とみなされ、遺産の分割等を行います。相続人は遺言執行を妨げる行為をすることは出来ません。

「**公正証書遺言**」は定められた方式に従って成作します。作られた遺言書の原本は公証役場で保管されます。

遺言書の「**作成月日**」を記載します。吉日等特定出来ないものは無効です。公正証書遺言の場合、「**印**」は実印で押印します。自筆証書の場合は認印でも可能です。

「**祭祀承継者**」とは法事を取仕切ったり、墓地、仏壇、家系図等を管理する人です。遺言執行者のように法的な義務が生じるものではありません。